

国立大学法人高知大学職員の定年規則

平成16年4月1日
規則第24号

最終改正 令和5年3月24日規則第113号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第19条に基づき、職員の定年について、必要な事項を定める。

(定年)

第2条 職員の定年は、満65歳とする。

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

3 前2項の規定は、雇用の期間を定めて雇用された職員には適用しない。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年3月31日に国立大学法人高知大学の教務職員であった者が、平成19年4月1日に助手となった場合の定年年齢については、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、満60歳とする。

附 則（平成19年3月12日規則第96号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規則第101号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第113号）

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定年年齢に係る経過措置)

第2条 国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第1項第3号に定める労務職員に対する令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の国立大学法人高知大学職員の定年規則（以下「改正後規則」という。）第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

- 2 就業規則第3条第1項第1号に定める大学教員及び同項第3号に定める労務職員以外の職員に対する令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における改正後規則第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

(大学教員の定年扱いの退職に係る経過措置)

第3条 令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間、高知大学に在職していた大学教員から引き続き国立大学法人高知大学の教員となった者のうち、平成16年3月31日に高知大学教員定年規則において定年年齢が満63歳と規定されていた大学教員は、次条に定めるところにより、満63歳に達した日以後における最初の3月31日で退職することができる。

- 2 前項の規定による退職は、就業規則第17条第1項第2号に定める定年による退職として取り扱う。

第4条 前条に定める定年扱いの退職は、次の各号に定める手続きを経るものとする。

- (1) 前条に定める定年扱いの退職を希望する者は、文書をもって学長にその旨を申し出るものとする。
- (2) 前号の申出があったときは、学長はこれを承認し、本人へ通知する。
- (3) 前号の通知を受けた後は、これを変更することはできない。